

2009

12

# 社会保険さがし

No.718



## 今月の記事

- 平成22年1月から社会保険事務所は「日本年金機構年金事務所」に変わります。
- 年金を受給されていない高齢者の皆さまへ
- 「賞与支払届」の提出はお済みですか?
- ご退職される皆様へ  
～退職後の健康保険のご案内
- 任意継続健康保険Q&A
- 年金相談窓口開設等のご案内
- 国民年金保険料収納業務を民間委託しています。
- 電子申請をはじめませんか!

社会保険料は納期内に納付しましょう。  
職場内で回覧しましょう。

平成22年1月から「社会保険事務所」は「日本年金機構年金事務所」に変わります。

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は「日本年金機構」として生まれ変わります。

平成21年12月まで  
社会保険庁



平成22年1月から  
日本年金機構

佐賀社会保険事務局

〒840-8530  
佐賀市駅前中央1-6-25  
佐賀東京海上日動ビルディング3F

日本年金機構 九州ブロック本部

〒812-8534  
福岡市博多区博多駅前1-5-1  
カーニープレイス博多2F

佐賀社会保険事務局事務センター

〒840-0816  
佐賀市駅南本町6-4  
佐賀中央第一生命ビルディング5F・6F

日本年金機構 佐賀事務センター

〒840-0816  
佐賀市駅南本町6-4  
佐賀中央第一生命ビルディング5F・6F

各種届書送付先

佐賀社会保険事務所

〒849-8503  
佐賀市八丁畷町1-32  
☎0952-31-4191

日本年金機構 佐賀年金事務所

〒849-8503  
佐賀市八丁畷町1-32  
☎0952-31-4191(代表)

年金ご相談窓口

唐津社会保険事務所

〒847-8501  
唐津市千代田町2565  
☎0955-72-5161

日本年金機構 唐津年金事務所

〒847-8501  
唐津市千代田町2565  
☎0955-72-5161(代表)

年金ご相談窓口

武雄社会保険事務所

〒843-8588  
武雄市武雄町昭和43-6  
☎0954-23-0121

日本年金機構 武雄年金事務所

〒843-8588  
武雄市武雄町昭和43-6  
☎0954-23-0121(代表)

年金ご相談窓口

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、所在地は変わりません。年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

なお、平成22年1月から担当課ごとの電話番号が設置されます。次号で詳しくお知らせする予定です。

## 年金を受給されていない高齢者の皆さまへ～このような期間はありますか？～

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかった、などにより25年を満たせない場合があります。そこで、このような方も年金を受給できるよう、**受給資格期間としてみなすことができる期間があり、この期間を「合算対象期間」といいます。**

保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

なお、「合算対象期間」は、保険料を納付していただいておりませんので、年金額には反映されません。

主な合算対象期間の早見表

	昭36.4	37.12	55.4	57.1	61.4	平3.4
被用者年金制度加入期間 (20歳～59歳までの期間に限る。)	合算対象期間 ※1					
被用者年金制度加入期間 (20歳未満又は60歳以上の期間)	合算対象期間 (20歳未満又は60歳以上の期間)					
被用者年金制度加入者の 配偶者期間 (20歳～59歳)	合算対象期間					
老齢(退職)年金の受給資格 期間満了者及び受給権者	合算対象期間					
その配偶者期間 (20歳～59歳)	合算対象期間					
被用者年金制度の障害・遺族 給付受給権者	合算対象期間					
その配偶者期間 (遺族給付は除く) (20歳～59歳)	合算対象期間					
学 生	合算対象期間					
国会議員	合算対象期間					
その配偶者期間 (20歳～59歳)	合算対象期間					
地方議会議員及びその配偶者 期間(20歳～59歳)	合算対象期間					
日本人の海外居住期間	合算対象期間					
日本に帰化した者、永住許可 を受けた者などの在日期間 (20歳～59歳)	合算対象期間 ※2				※2 昭和36年4月から日本に帰化(日本国籍を取得) した日などの前日までの期間(20歳～59歳)	
日本に帰化した者、永住許可 を受けた者などの海外在在期 間 (20歳～59歳)	合算対象期間					
厚生年金保険の脱退手当金の 支給を受けた期間	合算対象期間 ※3				※3 昭和61年4月から65歳に達する日 の前日までに保険料納付済期間または保 険料免除期間があることが条件です。	



詳しくは、  
**ねんきんダイヤル**  
**0570-05-1165**  
または  
**最寄の**  
**社会保険事務所**  
へご相談ください。

## 「賞与支払届」の提出はお済みですか？

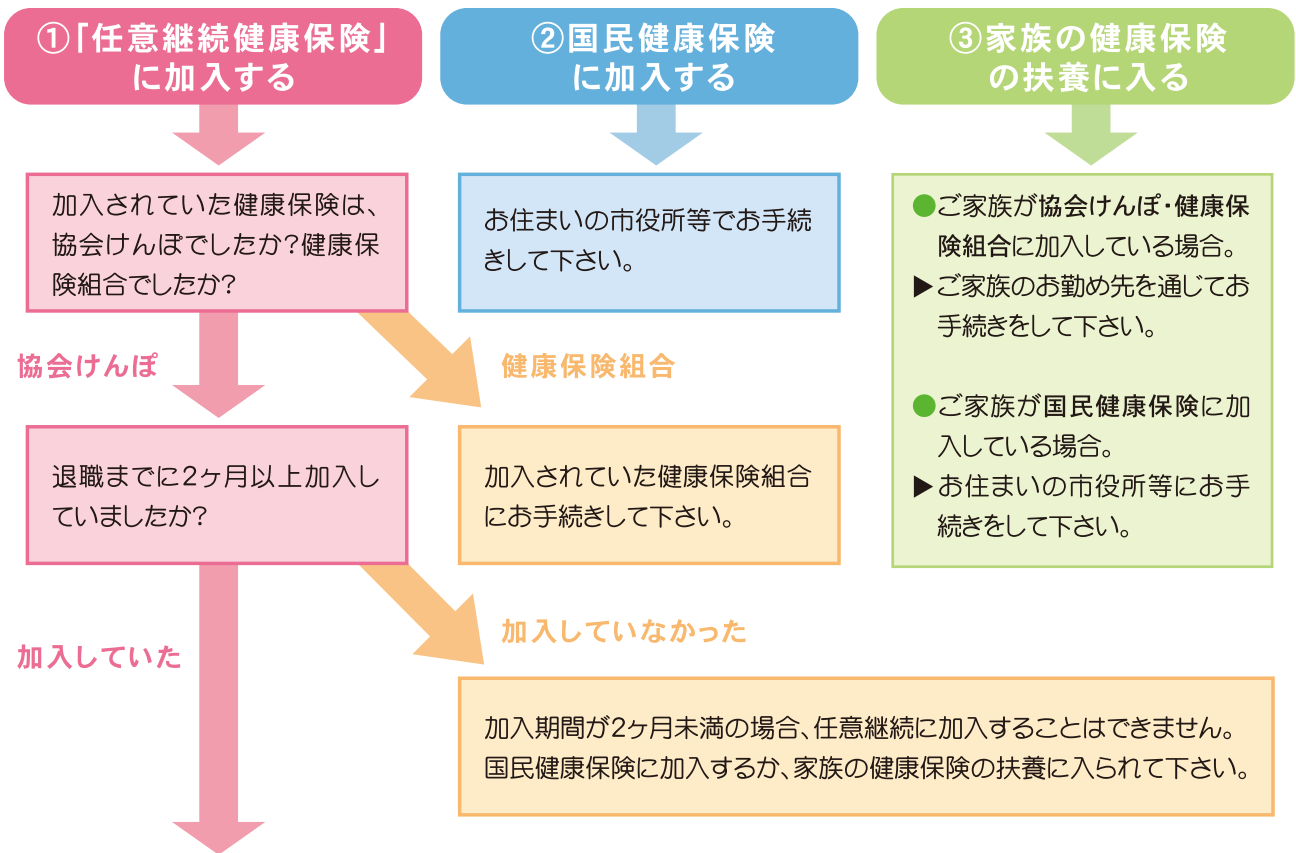
賞与を支払った場合には、支払日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」及び「被保険者賞与支払届総括表」を提出していただくことになります。

賞与の支払予定月に支給がなかった場合でも「被保険者賞与支払届総括表」の「不支給 1」に○をつけて提出してください。

# ご退職される皆様へ 退職後の健康保険のご案内

年末は退職が多い時期です。現在加入されている健康保険は退職日の翌日に資格を喪失し、健康保険証は使用できなくなります。今号ではこの時期にお問い合わせの多い退職後の健康保険のお手続きについてご案内します。

退職後の健康保険は、①「任意継続健康保険」に加入する ②国民健康保険に加入する ③家族の健康保険の扶養に入る という選択肢があります。



## お手続きのしかた

申請書名	健康保険任意継続被保険者資格取得申出書	【郵送先】〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階 全国健康保険協会 佐賀支部 あて 【TEL】0952-27-0611
添付書類	被扶養者がいる場合のみ必要です。 詳細はお問い合わせいただくか、HPをご覧ください。	
提出期限	退職日の翌日から20日以内	
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協会けんぽ佐賀支部窓口</li> <li>●社会保険事務所内の協会けんぽ窓口</li> <li>●郵送</li> </ul>	
HPより申請書の印刷ができます。	<a href="#">佐賀全国健康保険協会</a> <a href="#">検索</a>	



# 任意継続健康保険Q&A



## Q1 任意継続健康保険とはなんですか？

任意継続健康保険とは、退職後も協会けんぽの健康保険に加入することができる制度です。  
退職までに協会けんぽの健康保険に継続して2ヶ月以上加入していることが加入の条件です。

## Q2 いつまで加入できるのですか？

退職日の翌日から加入し、**最長2年間**加入できます。  
いったん加入されると自由に喪失する(やめる)ことはできません。加入期間中に喪失するのは、再就職し新たに健康保険に加入した場合、死亡した場合、保険料を納付期限までに納付しなかった場合などに限られます。**(家族の扶養に入る、国民健康保険に加入するなどの理由で喪失することはできません。)**

## Q3 保険料はいくらですか？

保険料は退職時のお給料(標準報酬月額)に応じて算定します。  
在職時の健康保険料は会社と折半で納付いただいておりますが、任意継続は会社が負担していた分も個人で納付いただくこととなりますので、保険料は在職時の約2倍となります。ただし上限があります。(表:佐賀県の保険料の例 参照)  
また平成21年9月より健康保険料率は全国一律から都道府県ごとに変わりましたので、お住まいの県の保険料率が適用されます。(佐賀県は8.25%)

### ◆佐賀県の保険料の例◆

標準報酬月額	保険料(介護保険非該当)	保険料(介護保険該当)
150,000円	12,375円	14,160円
220,000円	18,150円	20,768円
280,000円以上	23,100円(上限)	26,432円(上限)

保険料は健康保険料率の変更などがあつた場合のみ変更されます。  
**退職後(任意継続加入後)の所得の増減などの個人的な理由での変更はありません。**

## Q4 保険料はどのように納付するのですか？

口座振替(毎月1日に振替)または納付書(毎月10日が納付期限)で納付していただきます。

## Q5 国民健康保険と比べ、保険料はどちらが安いですか？

保険料は個人ごとに異なりますので、ご自分で比較していただく必要があります。任意継続の保険料はQ3のように決定します。国民健康保険の保険料はお住まいの市役所などにお問い合わせしていただき比較して下さい。

## Q6 年金の手続きはどうすればいいですか？

厚生年金の継続加入制度はございません。20歳以上60歳未満の方は「国民年金」への加入が必要です。社会保険事務所か市役所等で加入手続きをして下さい。

## 《年金相談窓口開設等のご案内》

平成22年1月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 鹿島市民会館 予約	6 多久市役所 予約	7 鳥栖市役所 予約	8 伊万里市役所 予約	9
10	11	12 基山町役場 予約	13 有田町役場 (東庁舎) 予約	14 鳥栖市役所 予約	15 伊万里市役所 予約	16
17	18	19 鹿島市民会館 予約	20 多久市役所 予約	21 鳥栖市役所 予約	22 伊万里市役所 予約	23
24	25	26 基山町役場 予約	27 佐賀県陶磁器 工業共同組合 予約	28 鳥栖市役所 予約	29 伊万里市役所 予約	30
31						

### 《県内社会保険事務所における休日相談》

■：県内全社会保険事務所の休日開設日(受付時間 9:30～16:00まで)  
 ■：「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」が併設されています。  
 ぜひご利用下さい。(相談時間 10:00～15:00まで)

※追加の休日開庁や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保険事務所(年金事務所)までお問い合わせください。  
 ※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

### 出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所(佐賀年金事務所) 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津社会保険事務所(唐津年金事務所) 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

### 県内社会保険事務所(年金事務所)における相談時間

- 佐賀社会保険事務所 (佐賀年金事務所) 0952-31-4191
- 唐津社会保険事務所 (唐津年金事務所) 0955-72-5161
- 武雄社会保険事務所 (武雄年金事務所) 0954-23-0121

平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00 (休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

※予約相談も受付しておりますので、各社会保険事務所(年金事務所)へお申し込みください。

## 国民年金保険料収納業務を民間委託しています

佐賀社会保険事務局では、国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務」を、民間事業者にて委託しています。

佐賀社会保険事務所・唐津社会保険事務所・武雄社会保険事務所管内で納付督促を行う民間事業者

**キャリアリンク株式会社**  
 TEL 0120-925-997  
 (午前9時～午後6時:土日含む)

### ご注意

民間事業者が保険料を収納する場合は、お客様が納付書をお持ちの場合に限られています。指定口座に保険料振込みを依頼することは絶対にありません。

## 電子申請を始めませんか!

電子申請とは、会社や自宅のパソコンからインターネットを使い、届出・申請を行うものです。FDやMOへの収録や郵送が省け、365日24時間受付されます。詳しくは社会保険庁ホームページ([http://www.sia.go.jp/sinsei/e\\_appli/index.htm](http://www.sia.go.jp/sinsei/e_appli/index.htm))でご案内しております。

(注意)電子申請には電子証明書の取得(有料)が必要です。



## 社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成21年12月分保険料の納付期限は平成22年2月1日(月)です。

### ご注意ください!!

※平成21年12月分の社会保険料計算に係る届書は1月6日(水)までに到着するようお願いください。その後に到着した場合は平成21年12月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。